**兵庫県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱**

１　目的

　　「介護保険法施行令」（平成１０年政令第４１２号）第４条第１項第９号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定については、「介護保険法施行規則」（平成１１年省令第３６号）、「介護保険法施行規則第２２条の３３第２号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成１８年３月３１日厚告第２６９号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成１８年３月３１日老振第０３３１０１１号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

２　事業者の指定等

（１）事業者の要件

事業者は、福祉用具専門相談員指定講習の趣旨を十分に理解し、責任をもって講習事業を実施する能力があると知事が認めたものとし、保健・福祉事業について１年以上の実績のある法人格を有する者とする。

　　ただし、ア～ウの条件をいずれも満たす場合は、法人に準じて取り扱うものとする。

ア　代表者が定められているとともに、永続性が認められること。

イ　会の組織運営について、責任関係が明確に定められており、保健・福祉事業について相当の実績を有していること。

ウ　会計が適切に処理されていること。

（２）指定の要件

知事は、次の要件を満たすと認められる場合、事業者として指定することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | 内容 |
| 実施に関する体制 | 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。 |
| 経理の区分 | 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。 |
| 事業所の存在 | 県内に事業所が存在することが登記簿謄本で確認できること。 |
| 県知事の指示 | 知事が、講習事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。 |
| 講習の開催 | 講習が、年１回以上、別紙１及び別紙１－２に定める講習課程の内容に従って開催されること。 |
| 講師要件 | １　別紙２の要件を満たす適切な人材が確保されていること。２　１の講習について３名以上の講師で担当すること。３　演習を担当する講師については、講師１名につき、受講生がおおむね５０名を超えない程度の割合で担当すること。４　病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。 |
| テキスト | 本要綱に定める内容が確保され、別紙１及び別紙１－２の研修課程を適切に実施する上で適当なものを使用し、テキストに沿って研修を実施すること。なお、標準テキストは、中央法規出版：「福祉用具専門相談員研修用テキスト」とする。 |
| 運営規程の公開 | 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。 ア　開講目的 イ　講習の名称 ウ　事業所の所在地　 エ　講習期間 オ　講習課程 カ　講師氏名キ　修了評価の実施方法 ク　講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱いケ　年間の開講時期（計画）コ　受講手続き サ　受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額 |

（３）指定を行わない場合

　　知事は、過去に指定取消処分を受けた事業者、指定取消を免れるために講習事業を取り下げた事業者及び指定を受けずに講習事業を行った事業者に対しては新たな指定を行わないことができる。

（４）修了評価

修了評価については別紙１－２に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を一時間程度の筆記試験により評価すること。

なお、修了評価に要する時間は講習課程には含まないものとする。

また、知識・技術等の修得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行うこと。

（５）補講

　　 講習の一部を欠席（当該講習課程の時間数のおおむね２割以内）した者で、やむをえない事情があると認められる者については、運営規程に定めた取扱いに従って補講（次のいずれかに該当する方法によるものに限る。）を行うことにより、当該科目に出席したものとみなすことができる。

ア　別途、当該講習科目の講師要件を満たす講師が担当する講習を実施し、受講させる。

イ　当該事業者が実施している他の講習事業で同一科目を受講させる。

ウ　当該講習科目の内容のすべてを撮影、録取した映像を事業者の管理下で視聴させ、出席していた場合と同等の内容を学習させた上で、レポートを提出させることにより、受講者の理解度を確認する。

（６）実施上の留意事項

　　　講習事業の実施にあたっては次のことを遵守すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 注意事項 | 内容 |
| 講習の期間 | 別紙１及び別紙１－２で定める講習課程についてはおおむね７日程度で修了することとし、地域の実情等で７日程度で実施できない場合は、２ヶ月程度の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。 |
| 受講生の募集時期 | 受講生の募集にあたっては、知事の事業者指定及び年間事業計画の届出後に実施する。受講希望者へ提示する募集案内には事業者指定番号を明示すること。 |
| 限定募集の禁止 | 受講対象者の募集について、講習実施前に適切な期間をおいて公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない（また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。）。ただし、知事が特に認める場合はこの限りではない。 |
| 福祉用具専門相談員の範囲の周知 |  「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第３７号）第１９４条に定める一定の有資格者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所等で勤務することが可能であることについて、募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行う。福祉用具専門相談員の範囲は、介護保険法施行令において、以下のものを規定する。１　保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士及び義肢装具士２　都道府県知事が指定する講習の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者３　都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習と同程度以上の講習と認めたものの課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者（１）施行の際現に厚生労働大臣の指定を受けていた事業者が行った講習(２）その他知事がカリキュラムの内容から判断し、同程度以上と認める課程 |
| 誇大広告の禁止 | 　誇大広告等により受講生に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えないよう、実態と乖離のない正確な広告表示を行う。 |
| 重要事項の説明及び受講者の本人確認 | ①　受講契約に際して、契約手続き及び受講料等の契約内容について、受講予定者に対し別紙３に定める「重要事項説明書」を交付し、事前に十分説明する。②　受講申込受付時又は初回受講時において、次に掲げるいずれかにより受講者本人であることの確認を行うとともに、その原本若しくは写しを適切に保存しなければならない。なお、本人確認の際には、受講希望者の過度な負担にならないよう留意すること。　ア　戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票、イ　住民基本台帳カード、ウ　在留カード等、エ　健康保険証、オ　運転免許証、カ　パスポート、キ　年金手帳、ク　マイナンバーカード、ケ　運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証又は登録証 |
| 苦情相談窓口の設置 | 　受講者からの苦情に対応するため、苦情相談窓口を設置するとともに、受講者からの苦情があった場合には迅速に誠意をもって対応する。 |
| 受講生の出席状況等の記録 | 事業者は、講習への出席状況、成績等講習受講者に関する状況を確実に記録し、当該講習の修了した日から起算して１０年を経過する日までの間保存すること。ただし、修了証明書に関する書類は、受講者が災害等で修了証明書を消失した場合等、再発行を要する場合もあることから、永久保存すること。 |
| 個人情報の保護 | 事業者は、講習事業の実施上知り得た受講者及び講師等の秘密の保持に留意し、受講者及び講師等の個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することがないよう、適切に管理する。 |
| 必要な科目の追加 | 事業者は、地域性、受講生の希望等を考慮して、必要な科目を追加することができる。 |

３　事業者指定申請手続等

　 指定申請は、事業所（人的物的施設があり、継続して事業が行われる場所。）の所在地が兵庫県内にある事業者について行う。

 （１）事業者指定の申請

　事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の講習の募集を開始する３月前までに、次に掲げる事項について事業者指定申請書（様式１－１）及びその添付書類を提出すること。

 ア　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

 イ　講習の名称

 ウ　事業所の所在地

 エ　講習課程（様式１－２）

 オ　運営規程

 カ　講師一覧（様式１－３）

 キ　講師の氏名、履歴及び担当科目（様式１－４）

 ク　各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（様式１－５）

 ケ　講習事業を開始する年度の収支予算書（様式１－６）

 コ　申請者の前年度の決算書

 サ　申請書の概要及び資産状況

 シ　申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款

 ス　修了評価に使用する問題と解答

 セ　誓約書（様式１－７）

 ソ　講習事業を開始する年度の年間事業計画書（様式３－２）

 （２）事業者廃止の届出

 ア　事業者は、１か年度にわたって講習事業を実施しないこととした場合、事業者廃止届出書（様式２）を速やかに提出することとする。

 イ　知事は、事業者が１か年度を超えて講習事業を実施していないにもかかわらず、事業者廃止届出書を提出していない場合は、事業者指定を廃止したものとみなす。

４　講習事業の開始

 （１）年間事業計画の届出

事業者は、事業年度ごとに、講習に係る年間事業計画届出書（様式３－１）を、次の各号のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

 ア　当該事業年度開始前の３月３１日

 イ　当該事業年度の講習に関して最初に開講する日の３０日前

 （２）前項の届出の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。

 ア　年間事業計画書（様式３－２）

 イ　運営規程

 ウ　講習ごとの時間割表（様式３－３）

 エ　講師一覧（様式１－３）

 オ　事業実施年度の収支予算書（様式１－６）

 カ　事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書

 キ　募集案内等（受講希望者に提示する書類）

５　講習事業の廃止

 　事業者は、４で届け出た講習事業の一部又は全部を廃止する場合、廃止する旨の決定後１０日以内に廃止届出書（様式４）を提出するものとする。

６　事業者指定及び講習事業内容の変更の届出

 　事業者は、事業者又は届け出た講習事業の内容について変更があった場合には変更届出書（様式５）に必要書類を添付し、変更を決定した日から１０日以内に提出するものとする。

７　修了証書の交付等

 　事業者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、別紙５に定める様式に準じ、修了証書及び携帯修了証明書を交付するものとする。

　　なお、修了証明書に記載する日付は修了評価実施日以降とする。

８　名簿等の提出

 （１）名簿の提出

事業者は、毎事業年度終了後２月以内に、次に掲げる事項を記載した名簿（様式６）を知事へ提出すること。

ア　福祉用具専門相談員指定講習修了者の氏名、生年月日、住所

イ　修了年月日

ウ　修了証明書の番号（なお、付番方法については別紙４のとおりとする。）

　なお、名簿（様式６）を紙媒体で提出の他に電子媒体でも提出すること。

 （２）事業報告書の提出

　事業者は、毎事業年度終了後２月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書（様式７）を知事へ提出すること。

ア　開催日時及び場所

イ　受講者数及び修了者数

ウ　講習課程（カリキュラム）（様式１－２）

エ　事業実施年度の収支決算書（様式１－６）

オ　講習ごとの時間割表（様式３－３）

９　調査及び指導

 （１）実地調査

知事は、必要があると認めるときは、事業者の事務所及び講習実施場所等において実地調査を行うことができる。

 （２）改善指導

知事は必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な事項の報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、講習事業の実施等に関して適正を欠くと認められるときは、事業者に対して改善指導を行うことができる。

 （３）中止命令

知事は、（２）に基づく改善指導に事業者が従わない場合には、改善が認められるまで、講習事業の中止を命ずることができる。

なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知する。

10　指定の取消し

事業者が、次のいずれかに該当する場合においては、福祉用具専門相談員指定講習事業者としての指定を取り消すことができる。

 （１）事業者が、当該講習について、２の指定要件を満たすことができなくなったとき。

 （２）事業者が、不正の手段により２の指定を受けたとき。

 （３）事業者が、知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき。

 （４）　　　事業者が、７の規定に反して、講習の全課程を修了していない者に対して修了証書を交付したとき。

11　聴聞の機会

　　知事は、２（３）に定める指定を行わない場合、９（３）に定める講習の中止を命ずる場合及び10に定める指定取消し等を行う場合においては、当該事業者に対し、弁明の機会を与えるために聴聞を行う。

12　指定等の公表

　　この要綱に基づき、福祉用具専門相談員指定講習の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

附則

（施行期日）

１　この要綱は平成１８年１０月１日から施行する。

　　ただし、施行日以前に指定を受けていた事業者については、当該指定期間終了までを経過期間とし、本要綱を適用しない。

２　この要綱は平成２４年１０月１日から施行する。

　　ただし、平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日の間に、受講生に対し修了証明書を発行した事業者については、第３条の２を第４条と読み替えるものとする。

３　この要綱は平成２５年４月１日から施行する。

４　この要綱は平成２７年１月１９日から施行し、平成２７年４月１日以降に開始する講習について適用する。なお、平成２７年４月１日より前に開始された講習の取扱いについては、従前の例による。

５　この要綱は令和４年４月１日から施行する。

６　この要綱は令和６年４月１日から施行する。

ただし、施行日以前に改正前の本要綱に基づき指定を受けた講習の取扱いについては、従前の例による。